

タイトル	介護給付の適正化の推進（住宅改修等の点検・縦覧点検・医療情報との突合・介護給付費通知）
------	---

現状と課題

介護給付の適正化の基本は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が真に必要とするサービスを、事業者がルールに従って適切に提供するよう促すことであり、本市では平成20年度から、いわゆる介護給付の適正化主要5事業である、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知の取組を行っている。

住宅改修等の点検では、提出書類の審査で疑義があるものについて、事業者等に対し、電話での確認や書類、写真等の再提出を要請しており、適正かどうかの現地確認を必要とする案件が近年では発生していない。

また、縦覧点検・医療情報との突合をとおして、サービス事業所の請求内容の誤りの有無を確認する必要がある。

更に、介護サービスの利用者への介護給付費通知により、介護サービスの利用状況やサービス費用等を確認してもらい、利用者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発する必要がある。

第7期における具体的な取組

- ①住宅改修等の点検において、必要に応じて関係者（利用者、家族、ケアマネジャー、施行業者）立ち会いによる現地確認を行います。
- ②縦覧点検・医療情報との突合によるデータ点検を実施して、請求内容の誤り等に対し、今後も適切に対応していきます。
- ③介護給付費通知書の発送については、介護サービス利用者の介護保険制度への理解が深まるよう、今後も実施していきます。

目標（事業内容、指標等）

事業別年度別指標	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
住宅改修等の点検実施率	100%	100%	100%	100%
縦覧点検・医療情報との突合実施率	100%	100%	100%	100%
介護給付費通知実施率（対象月）	100%	100%	100%	100%

目標の評価方法

- 時点
 - 実績評価のみ
- 評価の方法
 - ・ 住宅改修等の点検実施率を計上。
 - ・ 縦覧点検・医療情報との突合実施率を計上。
 - ・ 介護給付費通知実施率（対象月）を計上。

取組と目標に対する自己評価シート

年度

令和元年度

後期（実績評価）

①住宅改修等の点検

- ・介護保険課職員で支給申請（住宅改修費 1,242 件 + 福祉用具購入費 1,111 件 = 2,353 件）に関する事前審査（住宅改修）及び支給審査を全件実施した。また、福祉住環境コーディネーター二級を持っている職員による書類審査を実施した。

②縦覧点検・医療情報との突合

- ・令和元年度中に実施可能な平成 30 年 10 月から令和元年 9 月サービス提供分（12カ月分）の介護給付について、国保連への委託により縦覧点検を実施した。

③介護給付費通知

- ・平成 31 年 4 月に介護サービス（平成 30 年 11 月～12 月）の全利用者（9,968 名）に介護給付費通知を発送した。

自己評価結果

①住宅改修等の点検【○】

- ・支給申請（2,353 件）に対して全件点検実施…実施率 100%

【参考】住宅改修等の点検実施率 R1 目標：100%

②縦覧点検・医療情報との突合【△】

- ・実施すべき介護給付（12カ月分）の縦覧点検 実施率 100%

医療情報との突合実施率 未実施

【参考】縦覧点検・医療情報との突合実施率 R1 目標：100%

③介護給付費通知【○】

- ・平成 30 年 11 月～12 月の介護サービス全利用者（9,968 名）に介護給付費通知を発送（実施率 100%）

【参考】介護給付費通知実施率（対象月） R1 目標：100%

課題と対応策

【課題】

- ①受給者の状態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修等を除外することが必要である。
- ②国保連での介護給付費適正化処理による過誤調整以外に、介護給付費の整合性に問題が無いかを保険者としても確認する必要がある。
- ③利用者自身に自らの費用額を知つてもらうことにより適正化の効果が期待されますが、より効果的な実施方法について検討を行う必要がある。

【対応策】

- ①事業者等からの事前相談等の際は適切に指導を行う。また、必要に応じて関係者立ち会いによる現地確認を行う。
- ②国保連から提供される帳票データを保険者でも再度確認する。
- ③給付費通知を発送したことを事業者へ周知するなど、適正な請求に向けた抑制効果を図っていく。